パブリックコメント手続の実施結果について

1 案件名

平塚市いじめ防止基本方針(改定素案)

2 案件の概要

平塚市では、平成27年2月に「平塚市いじめ防止基本方針」を策定した。昨年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、同11月に「神奈川県いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、このたび、「平塚市いじめ防止基本方針」の改定素案を作成した。本計画にあたり、市民の皆様の御意見を反映するため、「平塚市いじめ防止基本方針(改定素案)」に対する御意見を募集した。

3 募集概要

(1) 意見の募集期間

平成30年7月23日(月)~平成30年8月21日(火)

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール

4 実施結果

(1) 提出意見数

個人から	1 人	5	件	
団体から	団体		件	
合計		5	件	

(2) 意見内訳

	項目	件数 (件)
第1章	基本的な考え方	1
第3章	いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	2
第4章 重大事態への対処		1
第5章 いじめの防止等を推進する体制		1
	合計	

(3) 意見への対応区分

項目	説明	件数(件)		
ア:反映	意見を受けて計画案等を修正したもの	1		
イ:反映済み	既に計画案等に記載されているもの又は既に対応しているもの			
ウ:参考	取組を推進する上で参考とするもの	4		
エ:その他	意見募集の範囲と異なるもの、反映が困難なもの、質問など			
合計				

5 意見対応表

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応 区分
1	第1章 基本的な考え 方	P4 「直ちに警察に通報することが必要なものもあります。」については、誰が通報するのか、校長なのか誰なのか、学校毎に明示し、譲り合い、お見合い状態に陥って通報が遅れる事のないようにすべきで、基本方針には、通報責任者を市に登録する事、どのように市民に明示するかが明記される事を望みます。	警察など関係機関への通報等は、原則として校長が判断をして行います。改定版P14(新旧対照表P19)の学校によるいじめに対する措置に加筆します。	P
2	第3章 いじめの防止 等のために学 校が実施すべ き施策	P16 「東日本大震災や原子力発電所 事故などの災害等により避難している 児童生徒」とありますが、今後も大災害 は必ず起きるわけであり、具体的な災害 名を入れる必要があるのか疑問です。そ の度に災害名を追加、置換して基本方針 を改定するのも非現実的と考えます。	国及び神奈川県のいじめ防止基本方針にも具体的な災害名が示されており、平塚市としましても、今後、東日本大震災や原子力発電所事故に関わるいじめ事案が、発生しないように明記することといたしました。 なお、「災害等により」と表記しているため、今後、災害が発生した場合における改定予定はありません。当該児童生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行ってまいります。	Ċ
3	第3章 いじめの防止 等のために学 校が実施すべ き施策 第4章	P19 「アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を卒業後5年とします。」については、文書管理責任者を明示すべきと考えます。 P21 「学校又は市教育委員会が判断	学校における文書の扱いは、平塚市立 学校行政文書取扱規程により、必要な事 項が定められています。行政文書の処理 は、全て校長が中心となり、適切に対応 してまいります。 学校と市教育委員会が連絡を密に取	ウ
7	重大事態への対処	します」「学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手」について、学校又は市教委という建て付けが不安です。一義的にどちらなのか。学校が判断不能を宣言した場合は市教委が判断するなど、明確化すべきと考えます。	り、原則として学校が判断します。その 後の[判断の考え方]にも示されている 通り、従前の経緯や事案の特性、いじめ られた児童生徒又は保護者の訴えなど を踏まえ、市教育委員会が判断し、迅速 に調査に着手することも考えられます。	
5	第5章 いじめの防止 等を推進する 体制	P26 「市教育委員会は、この組織の 役割が果たされているかどうか確認し、 必要な指導・助言を行います。」につい て、もう少し曖昧さを排除し、どう確認	市教育委員会では、学校に対して、発生したいじめ事案に適切に対処できるよう、記録の保存等を指導しています。 また、文部科学省「児童生徒の問題行	ウ

するのかを具体化すべきと考えます。例 えば、議事録の作成・保存の義務化、市 教委の確認日時・方法の記録保存・公表 ■ 題に対する取組を確認しています。 等です。

動・不登校等生徒指導上の諸課題に関す る調査」等を活用し、各校のいじめの問

文書の記録保存に関しては、平塚市行 政文書管理規則及び平塚市教育委員会 行政文書取扱規程に則り、今後も適切に 対応してまいります。

公表につきましても、状況に応じ、今 後も適切に判断してまいります。